

国際ロータリー第2830地区

地区規定

- ◆ 地区資金規定
- ◆ 地区運営資金要綱
- ◆ 地区会合旅費等負担一覧表
- ◆ 国際平和資金
- ◆ 地区表彰実施要綱
- ◆ ガバナー指名委員会及び地区諮問委員
- ◆ 危機管理委員会規定

地区資金規定

第1条（総則）

国際ロータリー第2830地区の地区資金は本規定に基づいて管理運営する。

第2条（会計年度）

地区資金の会計年度は7月1日から翌年6月30日までとする。

第3条（地区財務委員）

地区ガバナーは地区資金運営のため、地区財務委員を任命する。地区財務委員は3名とし、その任期はそれぞれ3年、2年、1年とする。

委員は委員会を構成し、2年委員が委員長となる。

第4条（地区財務委員会の任務）

(1)地区財務委員会はガバナーが地区管理に必要な経費を調査研究し各クラブに負担要請の額を決定する。

(2)各クラブの負担額の決定及び変更は、地区協議会、地区大会又はクラブ会長エレクト研修セミナーに出席した次期又は現会長の4分の3以上の承認を必要とする。

(3)委員会は、ガバナーの命に基づき、前項により決定された負担額の納入を管理する。

(4)委員長は、当該年度が終了したあと地区資金決算書を作成し、直前ガバナーに提出し、その結果を各クラブに報告する。

第5条（地区会計長）

ガバナーは地区資金の保管出納のため、地区会計長を任命する。

地区会計長は本規定に定められた資金の他、地区で扱う資金すべての保管出納の任に当たる。

地区会計長は毎年末、地区財務委員会に支

第9条（地区運営資金）

払明細書を提出する。

第6条（地区資金の払込）

(1)地区財務委員長は決定された各クラブ負担額を各期首会員数並びに振込銀行を明示して請求する。

(2)各クラブは毎年7月1日及び1月1日現在の会員数（名誉会員を除く）により請求された負担額をその月中に財務委員長の指定する銀行に振込まなければならない。会員数はR1に報告された員数と合致しなければならない。

(3)新設クラブはR1承認の翌月から月割で負担する。

第7条（地区資金の支出と収支報告）

(1)地区資金の支出は地区各委員長の活動計画表に基づき地区委員長の請求書（後日領収書提出）又は領収書の提出により、地区会計長がガバナーの決裁を経て、その都度支払うものとする。

(2)資金の交付を受けて活動する場合は、年度終了後2ヶ月以内に、その活動項目と収支の明細を、ガバナーに報告しなければならない。

(3)上記は地区資金の他、国際平和資金等の資金にすべて適用する。

(4)その他、活動計画外の資金は予めガバナーの承認を得た上で支出する。

第8条（地区資金の使途）

地区資金は次の費用に使用する。

(1)地区運営資金

(2)新世代活動資金

(3)研究グループ交換資金

(4)世界社会奉仕資金

(5)その他ガバナーが必要と認め諮問委員会の承認を得た資金

地区運営資金は次の各号に要する費用と

地区資金規定

し、その額は地区運営資金要綱に定める。

(1)地区協議会

ホストクラブに対する補助

(2)地区大会

ホストクラブに対する補助

(3)インターシティ・ミーティング(IM)

ホストクラブに対する補助

(4)会長エレクト研修セミナー

ホストクラブへ対する補助

(5)ガバナーエレクト壮行会

(6)その他ガバナーが必要と認め諮問委員会の承認を得た会合に対する補助

委員会の承認を得た会合に対する補助

(7)ガバナー補佐活動助成金

(8)地区拡大助成金

(9)ガバナーエレクト活動助成金

(10)ガバナーが認めた地区内外の会合に

出席する者に対する交通費・宿泊費

(但し、地区資金状況により支出しない事もある。会場所在市町村在住者には支出しない)。

(11)ガバナー関係者費

A. ガバナーエレクト国際協議会参加への助成

B. ガバナー離任時に贈る記念品代

C. ガバナー事務所経費に対する助成

D. 前年度承認されたクラブの認証伝

達式に出席する直前ガバナー交通費、宿泊費

(12)ガバナー及びガバナーエレクトの国際大会参加への助成金

(13)規定審議会代議員への参加費助成金

(14)表彰費

別に定める地区表彰実施要綱による。

(但し状況により支出しないことがある。)

(15)地区チーム研修セミナーに対する補助

(16)地区研修委員会に対する補助

(17)ガバナーエレクト研修セミナーに対する補助

(18)RI 諸事業参加助成金

第10条 (本規定の改廃)

本規定の設定改廃は地区協議会、又は地区大会において出席した次期又は現会長の4分の3以上の賛成を得て行う。

第11条 (本規定の施行時期)

(1)本規定は2008年7月1日より施行する。

(2)本規定は2012年7月1日より改定施行する。

地区運営資金要綱

(1)地区資金規定第9条の地区運営資金の額は、次のとおりとする。

| | |
|--|----------------|
| A. 地区協議会 | 20万円以内 |
| B. 地区大会 | 30万円以内 |
| C. インターシティミーティング | 1分区分 各 5万円以内 |
| D. ガバナーエレクト壮行会 | 20万円以内 |
| E. クラブ会長エレクト研修セミナー | 20万円以内 |
| F. ガバナー補佐活動助成金 | 1ガバナー補佐 10万円以内 |
| G. ガバナーエレクト活動助成金 | 30万円以内 |
| H. ガバナーエレクト国際協議会参加助成金 | 30万円以内 |
| I. ガバナー離任時の記念品代 | 10万円以内 |
| J. 新設クラブ助成金 | 10万円以内 |
| K. 国際大会地区代表出席者参加助成金 (ガバナー・ガバナーエレクト) | 100万円以内 |
| L. ガバナー活動費 | 100万円以内 |
| M. 規定審議会代議員旅費助成準備金 | 10万円 |
| N. 地区チーム研修セミナー | 10万円 |
| O. 地区研修委員会 | 10万円 |
| P. ガバナーエレクト研修セミナー | 20万円以内 |
| Q. RI諸事業参加助成金 | 100万円以内 |

(2)交通費、宿泊費は次の通りとする。

- A. 交通費 JR・私鉄・バスを利用した普通車運賃にて支給する。
- B. 宿泊費 実費料金での支給とし、地区外は一泊 12,000 円、地区内は一泊 10,000 円を上限とする。

(3)本要綱の改廃は、地区資金規定第 10 条を準用する。

- (4) ・本要綱は 2008 年 7 月 1 日より実施する。
- ・本要項は 2012 年 7 月 1 日より改定実施する。

地区会合旅費等負担一覧表

1. 地区大会

| | 交通費 | 宿泊費 | 登録費 | 備 考 |
|--------------|-----|-----|-----|---------------------------------------|
| RI会長代理夫妻 | RI | 大会 | 大会 | 地区内PG、GE、GN、AG、地区委員は一般会員と同様に各自の負担とする。 |
| G夫妻 | 地区 | 地区 | 大会 | |
| ガバナー事務所関係者 | 地区 | 地区 | 大会 | |
| ゲスト | 大会 | 大会 | | |
| 他地区G、PG、GE | 本人 | 本人 | 大会 | |
| 姉妹地区G、直前G、GE | 本人 | 大会 | 大会 | |
| 来日交換学生 | スC | スC | 大会 | |
| 派遣交換学生 | 本人 | 本人 | 大会 | |
| ROTEX | 本人 | 本人 | 大会 | |
| R財団学生 | スC | スC | 大会 | |
| R財団学友 | 本人 | 本人 | 大会 | |
| R米山奨学生 | スC | スC | 大会 | |
| R米山学友 | 本人 | 本人 | 大会 | |
| インターアクター | スC | スC | 大会 | |
| ローターアクター | スC | スC | 大会 | |

2. 地区協議会

| | 交通費 | 宿泊費 | 登録費 | 備 考 |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|
| G | 地区 | 地区 | 協 | |
| GE、地区研修リーダーG N、PG、次期AG | 協 | 協 | 協 | |
| G事務所関係者、 GE事務所関係者 | 協 | 協 | 協 | |
| アドバイザー、リーダー サブリーダー、レポーター | 協 | 協 | 協 | |
| 次期地区委員 | C | C | C | |
| ゲスト | 協 | 協 | | |

3. クラブ会長エレ外研修セミナー

| | 交通費 | 宿泊費 | 登録費 | 備 考 |
|---------------------------|------|------|------|-----|
| G | 地区 | 地区 | PETS | |
| GE、地区研修リーダー GN、PG、次期AG | 地区 | 地区 | PETS | |
| G事務所関係者、 GE事務所関係者 | PETS | PETS | PETS | |

4. IM

| | 交通費 | 宿泊費 | 登録費 | 備 考 |
|------------|-----|-----|-----|-----|
| G | 地区 | 地区 | IM | |
| GE、GN、AG | 本人 | 本人 | IM | |
| G、GE事務所関係者 | IM | IM | IM | |

5. 地区委員会

| | 交通費 | 宿泊費 | 備 考 |
|---------------|---------|---------|-----|
| G | 地区 | 地区 | |
| 担当PG、GE、GN、AG | 地区委員会予算 | 地区委員会予算 | |
| ガバナー事務所関係者 | 地区 | 地区 | |
| 関係地区委員長及び委員 | 地区委員会予算 | 地区委員会予算 | |

6. インターアクト・ローターアクトの指導者講習会、年次大会

| | 交通費 | 宿泊費 | 登録料 | 備 考 |
|---------------|---------|---------|---------|-----|
| G | 地区 | 地区 | 地区 | |
| 担当PG、GE、GN、AG | 地区委員会予算 | 地区委員会予算 | 地区委員会予算 | |
| ガバナー事務所関係者 | 地区 | 地区 | 地区 | |
| 関係地区委員長及び委員 | 地区委員会予算 | 地区委員会予算 | 地区委員会予算 | |

7. ガバナーエレクト壮行会

| | 交通費 | 宿泊費 | 登録料 | 備 考 |
|-------------|-------|-------|-------|-----|
| G夫妻 | 地区 | 地区 | 壮行会 | |
| GE夫妻 | 地区 | 地区 | 壮行会 | |
| PG、GN | 本人 | 本人 | 本人 | |
| 次期AG | 本人 | 本人 | 本人 | |
| 次期地区委員長 | 本人 | 本人 | 本人 | |
| 次期クラブ会長及び幹事 | 本人 | 本人 | C | |
| G事務所関係者 | — | — | 地区 | |
| GE事務所関係者 | GE事務所 | GE事務所 | GE事務所 | |

8. 地区研修委員会

| | 交通費 | 宿泊費 | 登録費 | 備 考 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|
| GE、地区研修リーダー | 地区 | 地区 | | |
| 次期AG | 地区 | 地区 | | |
| GE事務所関係者 | 地区 | 地区 | | |

9. 地区チーム研修セミナー

| | 交通費 | 宿泊費 | 登録費 | 備考 |
|---------------------|-----|-----|-----|----|
| GE、地区研修リーダー 担当PG | 地区 | 地区 | | |
| 次期AG、次期地区委員長 | 地区 | 地区 | | |
| 次期地区委員 | 地区 | 地区 | | |
| GE事務所関係者 | 地区 | 地区 | | |

10. 友好地区交流事業

| | 交通費 | 宿泊費 | 登録費 | 備考 |
|---------|-----|-----|-----|----|
| 当地区関係者 | 本人 | 本人 | 本人 | |
| 友好地区関係者 | 本人 | 本人 | 交流会 | |

11. 地区指導者育成セミナー

地区大会に付随して開催されるので、旅費その他は地区大会規定に基づくものとする。

定義*旅費とは交通費、宿泊費のこと

- ◎ RI:国際ロータリー、G:ガバナー、PG:パストガバナー、GE:ガバナーエレクト、GN:ガバナーノミニ、C:クラブ、SC:スポンサークラブ、AG:ガバナー補佐
ROTEX:元青少年交換学生

ガバナー事務所関係者:地区幹事長・地区幹事・地区財務委員長・地区会計長・ロータリーの友地区代表・ガバナー事務所事務局員

地区:地区予算 08 旅費等からの支出

- ◎ 前各項の会合と同時に諮問委員会が開かれる場合

- ①会合側がPGへの旅費等支払い義務が無い場合 → 諮問委員への旅費等は地区が支払う。
- ②会合側がPGへの旅費等支払い義務が有る場合 → 諮問委員への地区からの旅費等支払いは無い。

※ガバナー事務所関係者やガバナーエレクト事務所関係者が、諮問委員会へ出席を要請されて出席した場合には、上記に準じて旅費等を支払う。

- ◎ 前各項において出席者が地元(同一分区)の場合には旅費、宿泊費を支給しない。

(地区外会合旅費等負担に関する件)

- ◎ゾーン・全国規模のセミナー等の場合、出席義務のある委員長・PG(ゾーン・全国の役員含む)及びその代理者の旅費等はガバナーの指名した範囲で地区負担とする。

※ 地区会合旅費等負担に関する規定は、地区諮問委員会の承認を得て改定することができる。

国際平和資金規定

国際平和資金は下記の事項に支出できるものとする。

1. 世界社会奉仕プロジェクトおよびプロジェクト参加に必要な経費。
2. 世界および日本の災害救援プロジェクト。
3. ※世界社会奉仕プログラムの理念に合致し、諮問委員会の審議を経て承認された国際奉仕部門および新世代部門のプログラム。

※世界社会奉仕プログラムの理念

世界社会奉仕プログラムは、国際奉仕に属する活動であって、ロータリアンはこのような活動を通じて、人々の生活を改善し、人々のニーズに応えるプロジェクトを実施する。そして、物質的、技術的、専門的援助を通じて、国際理解と親善を推進する。

(ロータリー章典 41.080)

- 本規定は、諮問委員会の承認を得て改訂することができる。
- 本規定は 2005 年 7 月 1 日より有効とする。
- 本規定は 2012 年 7 月 1 日より改定施行とする。

地区表彰実施要綱

1. RI、R財団及び地区の行う各種の表彰は、本要綱により地区表彰委員会が選考して実施する。
2. 表彰委員会の構成員はガバナー、ガバナーエレク及び各ガバナー補佐をもって構成する。

(RI及びR財団表彰)

- イ) 4大奉仕部門功労者賞(個人)
- ロ) ポリオのない世界を目指す奉仕賞 国際賞(個人)
- ハ) ポリオのない世界を目指す奉仕賞 地域賞(個人)
- ニ) RI 超我の奉仕賞(個人)
- ホ) ロータリー財団地区奉仕賞(個人)
- ヘ) ロータリー財団功労表彰状(個人)
- ト) ロータリー財団特別功労賞(個人)
- チ) ロータリー財団学友人道奉仕世界賞(個人)
- リ) 家庭及び地域社会奉仕賞(個人、団体、ロータリアンの配偶者や家族)
- ヌ) ロータリー・ボランティア表彰状(個人及びクラブ)
- ル) RI 会長賞(クラブ及び地区)
- ヲ) RI 会員増強・拡大賞(クラブ及び地区)
- ワ) 会員王経推進計画の表彰(クラブ)
- カ) 小規模クラブ会員増加の表彰(クラブ)
- コ) 意義ある業績賞(クラブ)
- ク) 対外広報 共同プロジェクト最高賞(クラブ)

(地区表彰)

- イ) 奉仕活動優秀クラブ及びロータリアン
- ロ) 会員増強優秀クラブ
- ハ) 出席成績優秀クラブ及び100%出席ロータリアン
- ニ) 週報努力ロータリークラブ
- ホ) ロータリー財団寄付成績優秀クラブ及びロータリアン
- ヘ) 米山記念奨学会寄付成績優秀クラブ及びロータリアン
- ト) アジア献金寄付優秀クラブ
- チ) 長寿ロータリアン
- リ) その他当委員会で適当と認めたもの

3. 表彰基準

地区の行う各種の表彰は、以下の基準によるものとする。ただし、表彰委員会の判断により、その年度の個別事由により本基準の主旨に沿った上での変更は認めるが、その際は、その後開催される地区諮問委員会に報告するものとする。

(RI 及び R 財団表彰)

- イ) ロータリー財団地区奉仕賞(個人)
当該年度に於いて、マルチプル・ポール・ハリス・フェロー4回以上(5,000ドル以上)の会員を表彰する。
ただし、ポール・ハリス・ソサエティ会員を除く。

(地区表彰)

イ) 奉仕活動優秀クラブ及びロータリアン

① クラブ表彰

当年6月末日までにガバナー補佐を通じて、各分区内から奉仕活動優秀クラブを地区表彰委員会に提出させ審査の上、各部門に於いてそれぞれ最も優れたクラブを決定し表彰する。

② ロータリアン表彰

- ・表彰者の決定は前項に準ずるが、表彰に際しては、表彰状に添えて記念品を贈呈する。
- ・ガバナー補佐又はクラブ会長が表彰を申請するに当たっては文書のみにより優秀性が判定出来るだけの業績を必ず添付するものとする。

ロ) 会員増強優秀クラブ

- ・前年度中に於ける会員の純増加数が5名以上又は増加率が10%以上のクラブとし、(同率の場合は同順位とする)表彰する。

ハ) 出席成績優秀クラブ及び100%出席ロータリアン

① クラブ表彰

- ・前年度中の出席率上位から第3位までのクラブ(同率の場合は同順位とする)
- ・平均下限出席率を95%とする。

② 100%出席率ロータリアン表彰

- ・出席連続100%表彰は、10年、20年、30年、40年とし各々表彰するものとするが、20年、30年、40年については通算も認め表彰する。

- ・連続100%出席、通算100%出席表彰者の年数計算についての基準を下記の通りとする。

a) 計算時点は毎年6月30日とし表彰は翌年度の地区大会等に於いて行う。

b) 入会した年に限り6月30日現在まで100%出席者を満1年未満であっても1年として計算する。

ニ) 週報努力ロータリークラブ

- ・例会毎に発行するもので、その編集にあたって、工夫と努力が認められるクラブを表彰する。

ホ) ロータリー財団寄付優秀クラブ及びロータリアン(新PHF)

① クラブ表彰

a) 寄付平均額の多いクラブ

当該年度中の1人あたりの寄付金額(年間の寄付金額を6月末現在の会員数で除した金額)の多い順に上位から第5位までのクラブ。

b) 寄付平均額の増加したクラブ

前年6月30日付RIロータリー財団管理委員会の広報に記載された累計を、同広報記載の会員数の除した会員1人当たり寄付額と、当年6月30日付RIロータリー財団管理委員会の広報に記載された累計寄付額を、同広報記載の会員数で除した会員1人当たり寄付額との差額の多い順に上位から第5位までのクラブ。ただし、地区平均寄付額を上回ること。(同率の場合は同順位とする。)

② ロータリアン表彰

- ・成績優秀ロータリアンは当該年度の新PHF全員及び大口寄付者等、委員会で認めた者とする。

- ・ロータリアンには記念品を贈呈する。

へ) 米山奨学会寄付優秀クラブ及びロータリアン

① クラブ表彰

- ・当該年度中の1人当たりの寄付金額(年間の寄付金額を6月末現在の会員数で除した金額)の多いクラブから5位までを優秀クラブとする。

② ロータリアン表彰

- ・成績優秀ロータリアンは当該年度の新米山功労者全員とする。
- ・ロータリアンには記念品を贈呈する。

へ) アジア献金寄付優秀クラブ

①クラブ表彰

- ・当該年度中の1人当たりの寄付金額(年間の寄付金額を6月末現在の会員数で除した金額)の多いクラブから5位までを優秀クラブとする。

チ) 長寿ロータリアン

- ・当年6月末日までに満80歳及び90歳に達したロータリアンに記念品を贈呈する。

4. 上記各種表彰は、地区大会又は地区協議会等に於いて実施する。

5. 本要綱の設定改廃は、地区表彰委員会が発議し、地区諮問委員会の承認を得るものとする。

ガバナー指名委員会及び諮問委員会

| 区分 | 資格 | 職務 | 備考 |
|-----------|---------------------|---|--|
| ガバナー指名委員会 | 最近の5人のパストガバナーで構成する。 | 地区ガバナーの指名に当たる。 | |
| 諮問委員会 | パストガバナーをもって構成する。 | <ol style="list-style-type: none"> 1. ガバナーの要請により重要事項の諮問に預かる。 2. ガバナーの要請により重要会議のコーディネーター、パネリストの他、地区代議員等の職務に就く。 | ガバナーエレクトおよびガバナーノミニーは諮問委員会にオブザーバーとして出席する。 |

※ 旅費は資金規定の定めるところにより支給される。

国際ロータリー第 2830 地区危機管理委員会規定

2007-2008 小林ガバナー年度「ガバナー月信」9月号より

(名称)

第1条 本委員会は、国際ロータリー第 2830 地区危機管理委員会とする。

(設立趣旨)

第2条 本委員会は、国際ロータリー第 2830 地区(以下、単に「地区」と言う)が実施する新世代育成プログラム(青少年交換・ローターアクト・インターアクト・ライラ等のプログラム)において、それに参加するすべての青少年(以下「新世代」と言う)が安全で健全な生活を送れるよう、生活の場で起こりうる交通・自然災害、身体的・性的・精神的侵害ないし虐待(ハラスメント)などの危機(以下、単に「危機」と言う)に対応することを目的として設立されたものである。

(事務所)

第3条 本委員会の事務所は、地区ガバナー事務所に置き、地区幹事はその庶務にあたる。

(ガバナーの責務)

第4条 本委員会は、当該年度のガバナーの指揮監督の下に運営さえ、ガバナーは最終責務を負うものとする。

(新世代育成プログラムに関する地区委員長の責務)

第5条 新世代育成プログラムに関する地区委員会の委員長は、第 6 条に規定する危機管理委員会との連携を図りつつ、プログラムに参加するロータリアン及び新世代に対し、プログラムに参加するロータリアン及び新世代に対し、危機を防止するための適切な指導、啓発等を行うと共に、危機発生の場合に新世代の安全と健康の確保など適切な対応に努めるものとする。

(委員会の業務)

第6条 地区は、危機の防止、対応等に関する施策を実施する為、危機管理委員会を置き、次に掲げる業務を行う。

1. 委員会役務：委員長によって召集された「地区危機管理委員会」は事態発生の場合、事実関係を調査し対応を協議する。
2. 通報：「地区危機管理委員会」は当該被害者及び申立人よりの事情聴取調査、その他必要な調査の後、法令に基づく所定の機関への通知などの要否、申し立てられた内容が犯罪に該当する場合は速やかに関係機関に通報する。
3. 保護：「地区危機管理委員会」は該当被害者の身体、身分の保護を最優先に対応するとともに人権にも留意する。
4. 連絡：「地区危機管理委員会」は事情聴取調査の結果を必要ある場合には、地区ガバナーにより速やかに(原則として 72 時間以内) RI に報告する。
5. 広報：報道機関などの外部への対応は報道担当委員がこれにあたり危機管理委員会の委員といえども一切の発言を禁止する。

国際ロータリー第 2830 地区危機管理委員会規定

2007-2008 小林ガバナー年度「ガバナー月信」9月号より

6. 守秘義務：「地区危機管理委員会」の委員はその任務遂行上、知りえた情報を外部及び他のロータリアン等に口外してはならないし、またその期間を設けない。
7. 研修：「地区危機管理委員会」は危機管理についての研修を年間 2 回程度開催する。
8. その他：危機管理、防止などに必要な業務

(委員会の組織)

第 7 条

1. 危機管理委員会は下記委員をもって組織する。
当該年度の地区ガバナーが指名するパスト・ガバナーを委員長とし、直前ガバナー、ガバナー・エレクト、新世代委員長、青少年交換委員長、国際奉仕委員長、ロータリー米山奨学委員長、広報委員長、ロータリー以外の外部有識者若干名（2 名以上）をもって組織する。なお委員には、女性、医師、弁護士を各一名以上含むものとする。もし含まれないときは、ガバナーが追加指名するものとする。
2. 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
3. 委員長は委員会を招集し、業務を統括する。

◆付則

1. この規定は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

2012-13 年度 D2830 危機管理委員会メンバー

| | | | | | |
|----|-----|---------------|-------|------|-----|
| 1 | 委員長 | パストガバナー | 村井 達 | 八戸 | |
| 2 | 委員 | パストガバナー | 川口彰五郎 | おいらせ | |
| 3 | | 直前ガバナー | 小山内康晴 | 弘前 | |
| 4 | | ガバナーエレクト | 北山 輝夫 | 八戸北 | |
| 5 | | 新世代プログラム部門委員長 | 成田 秀治 | つがる | |
| 6 | | 青少年交換委員長 | 伊藤 圓子 | 八戸中央 | 女性 |
| 7 | | 世界社会奉仕部門委員長 | 坂本 幸光 | 鶴田 | |
| 8 | | R米山奨学委員長 | 工藤 真人 | 青森 | |
| 9 | | 広報委員長 | 原 三郎 | 青森中央 | |
| 10 | | ロータリアン | 梅原 正 | 青森東 | 医者 |
| 11 | | 外部有識者① | 小野 允雄 | 外部 | 弁護士 |
| 12 | | 外部有識者② | 畑野 史江 | 外部 | 女性 |

* 委員に女性、医師、弁護士、各 1 名以上含む。もし含まれないときは、ガバナーが追加指名する。